

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栽培施設や共同利用施設の整備や改修、高性能な農業機械の導入等を支援することで農業の生産力の強化を図ることを目的として、愛知県のあいち型産地パワーアップ事業実施要領（平成30年12月20日付け30園産第581号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づいて実施する事業（以下「あいち型産地パワーアップ事業」という。）の補助対象経費に対し、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「整備事業」という。）は、実施要領別表に規定される事業とし、補助金の額は、実施要領別表に規定される補助率に基づき、予算の範囲内において市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を補助対象者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第5条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ半田市あいち型産地パワーアップ事業費補助金変更承認申請書（様式第3）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前号の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、半田市あいち型産地パワーアップ事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

(着手)

第6条 補助事業者は、第4条の規定による交付決定を受けた後に、整備事業に着手するものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、交付決定前に着

手することができ、着手したときは、半田市あいち型産地パワーアップ事業交付決定前着手届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、整備事業に着手したときは、速やかに半田市あいち型産地パワーアップ事業着手届（様式第6）を提出しなければならない。

（完了報告）

第7条 補助対象者は、整備事業が完了した場合には、速やかに半田市あいち型産地パワーアップ事業完了届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、整備事業が完了したときは、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金実績報告書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付額確定通知書（様式第9）により補助金対象者等に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第10条 交付決定通知を受けた補助対象者は、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付請求書（様式第10）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取り消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、支援事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行なったときは、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定より、補助金の交付の決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているとき又は補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項に規定する返還命令に係る補助金の交付決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助対象者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 補助対象者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該支援事業の交付の目的を達成するために取った措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第13条 補助対象者は、当該支援事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付申請書

下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

事 業 名 半田市あいち型産地パワーアップ事業

補 助 金 名 半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金

〈添付書類〉

愛知県が定める園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12園産第194号農林水産部長通知）及びあいち型産地パワーアップ事業実施要領（平成30年12月20日付け30園産第581号農林水産部長通知）の規定に準ずる以下の書類。

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長又は知事が必要と認める書類

様式第2（第4条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金について、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

補助金は、事業に係る経費にあてるもので、その他の用途に使用してはならない。

様式第3（第5条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け で補助金の交付決定を受けた半田市あいち型産地パワーアップ事業について、下記のとおり計画を変更したいので、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

(注) 1 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式等によって変更後の欄を設け、変更前、変更後が対比できるように作成すること。

2 施設・建物の変更の場合には、変更設計書を添付すること。

様式第4（第5条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で通知した半田市あいち型産地パワーアップ事業に対する補助金の交付決定について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 変更決定額 金 円

2 交付の条件

補助金は、事業に係る経費にあてるもので、その他の用途に使用してはならない。

様式第5（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付決定前着手届

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定を受ける前に着手したいので、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第6（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

半田市あいち型産地パワーアップ事業着手届

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱に基づく整備事業について、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、交付決定前着手届を提出します。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
着手住所	
契約年月日	
完了予定年月日	
請負業者名	
機械器具購入先	

注：必要に応じ、工程表等を添付すること。

様式第7（第7条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

半田市あいち型産地パワーアップ事業完了届

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱に基づく整備事業について、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、完了しましたので届け出ます。

様式第8（第8条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定がありました下記の事業について、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事 業 名 半田市あいち型産地パワーアップ事業

補 助 金 名 半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金

〈添付書類〉

愛知県が定める園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12園産第194号農林水産部長通知）及びあいち型産地パワーアップ事業実施要領（平成30年12月20日付け30園産第581号農林水産部長通知）の規定に準ずる以下の書類。

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他市長又は知事が必要と認める書類

様式第9（第9条関係）

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付額確定通知書

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けで提出があった実績報告書について、書類の審査等を行なったところ、交付決定の内容等に適合していますので、半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第10（第10条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

半田市あいち型産地パワーアップ事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定がありました半田市あいち型産地パワーアップ
事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付請求額 金 円

2. 振込み口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 店 農 協
口座番号	
口座種別	普通 ・ 当座
(フリガナ)	
口座名義人	